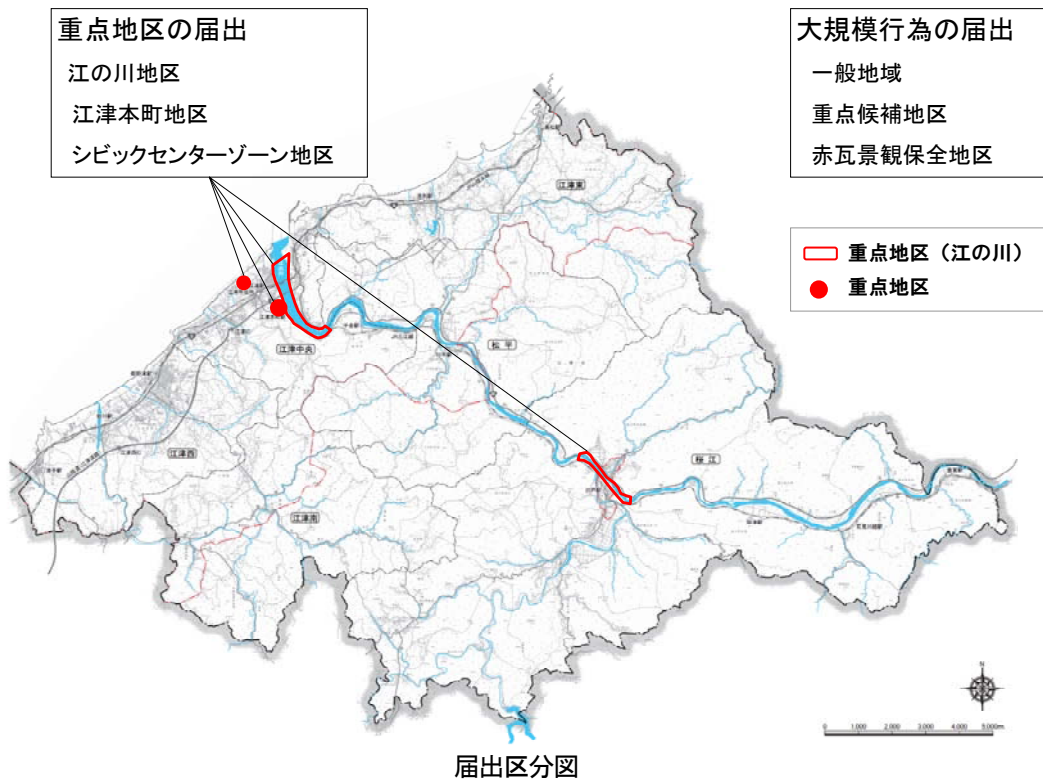


届出対象範囲・届出の流れ

市全域を届出の対象範囲とします。重点地区はきめ細やかな届出対象とし、他の一般地域、重点候補地区、赤瓦景観保全地区は大規模行為を届出対象とします。



—届出の流れ—

- 事前協議：景観形成基準、届出の手続き等に関する説明の実施
- 届出：規定書式の届出の提出
- 届出後の審査：届出内容を審査（審査結果が出る前に工事に入ることはいけません。）
- 審査結果（適合）：届出の内容が景観形成基準に適合している場合は、工事に着手
- 審査結果（不適合）：届出の内容が景観形成基準に適合しない場合は、計画内容を景観形成基準に適合するように変更し、変更届出を提出

